

ぐんぎんビジネスポータル利用規定の改定内容

変更前

[2025年4月21日改定]

ぐんぎんビジネスポータル利用規定

第1章 総則

第5条 利用申込み

- (1) 利用対象者
本サービスは、当行に普通預金口座または当座預金口座を保有する法人および個人事業主の方が利用できます。
- (2) 利用申込み
(略)

第15条 解約・一時停止等

- (1) 契約者からの解約
契約者は当行所定の手続きによりいつでも本契約の解約ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があり、解約手続き終了までの期間において利用可能な機能により行われた取引等の効果は契約者に帰属するものとします。
- (2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約
当行は、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止、または本契約の全部または一部を解約することがあります。
- (3) 契約の終了
以下の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。
- ①契約期間が満了したとき
 - ②前2項により本契約が解約されたとき
 - ③代表口座が解約されたとき
 - ④契約者に相続が開始したとき
 - ⑤住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって当行に契約者の所在が不明となったとき
- (4) 処理の中止
本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について当行はその処理を継続する義務を負いません。

以上

変更後

[2025年7月14日改定]

ぐんぎんビジネスポータル利用規定

第1章 総則

第5条 利用申込み

- (1) 利用対象者
本サービスは、当行に普通預金口座または当座預金口座を保有する法人、法人格のない団体、個人事業主の方が利用できます。
- (2) 利用申込み
(略)

第15条 解約・一時停止等

- (1) 契約者からの解約
契約者は当行所定の手続きによりいつでも本契約の解約ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があり、解約手続き終了までの期間において利用可能な機能により行われた取引等の効果は契約者に帰属するものとします。
- (2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約
当行は、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止、または本契約の全部または一部を解約することがあります。
- (3) 契約の終了
以下の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。
- ①契約期間が満了したとき
 - ②前2項により本契約が解約されたとき
 - ③代表口座が解約されたとき
 - ④契約者に相続が開始したとき
 - ⑤住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって当行に契約者の所在が不明となったとき
 - ⑥個人（個人事業主を除く）の取引にかかる利用と認められるとき
 - ⑦その他本利用規定に違反すると当行が合理的に判断したとき
- (4) 処理の中止
本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について当行はその処理を継続する義務を負いません。

以上